

公売に関し重要と認められる事項

1 陳述書の提出

入札に当たって、買受申込者は、次のいずれにも該当しない旨の陳述書を提出する必要があります（ただし、自己の計算において買受申込みをさせようとする者がいる場合には、陳述書別紙を併せて提出する必要があります。）。

- (1) 買受申込者（その者が法人である場合には、その役員）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号（定義）に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）であること
- (2) 自己の計算において買受申込みをさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること

なお、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出する必要があります。

また、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が宅地建物取引業又は債権回収管理業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証する書面（宅地建物取引業の免許証等）の写しを併せて提出する必要があります。

2 最高価申込者の決定

- (1) 最高価申込者の決定は、開札日において、公売財産の売却区分ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の入札者に対して行います。
- (2) 開札の結果、見積価額以上で最高価額の入札者が2人以上いる場合は、その入札者の間で期間入札による方法で追加入札を行います。

なお、追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。

3 次順位買受申込者の決定

- (1) 国税徴収法第104条の2に規定する次順位買受申込者に該当する入札者から、次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者と決定します。
- (2) 次順位買受申込者の決定は、入札価額が最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるものに限る。）で入札し、次順位による買受申込みをした入札者に対し、開札の場所において直ちに行います。

4 追加入札の方法

開札の結果、最高価申込者となるべき者が2人以上いる場合は、その入札者の間で期間入札による追加入札を行います。

追加入札の入札期間等は次のとおりとなります。

また、追加入札をすべき者が入札をしなかった場合、又は追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その事実があった後2年間は公売の場所に入ることを制限し、入札させないことがあります。

- (1) 追加入札の日時・場所

令和4年2月1日 午前8時30分から

令和4年2月7日 午後5時00分 金沢国税局

- (2) 入札の方法

期間入札

- (3) 開札の日時・場所

令和4年2月10日 午前10時00分 金沢国税局

- (4) 最高価申込者決定日時・場所

令和4年2月10日 午前10時05分 金沢国税局

- (5) 売却決定の日時・場所

令和4年3月3日 午前10時00分 金沢国税局

(6) 買受代金の納付の期限

令和4年3月3日 午後3時00分

5 その他

公売は現況有姿により行うものであるため、次の注意事項を十分ご理解の上、公売に参加してください。

- (1) 公売財産の面積等は、公簿表示によるものです。
- (2) 権利移転費用は買受人の負担となります。
- (3) 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。
- (4) 公売財産の種類又は品質の不適合があっても、執行機関（国）は担保責任を負いません。
- (5) 土地の境界については隣接地所有者と協議してください。
- (6) 公売財産内の動産等の処理については、所有者及び使用者と協議してください。
- (7) 執行機関（国）は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。
- (8) 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行ってはおりません。
- (9) 売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更される場合があります。
- (10) 法令等の規定により換価制限（入札後の手続が停止）となる場合があります。
- (11) 間口及び奥行等の計測は、金沢国税局職員によるものです。